

活用

職員から育児休業の請求があった場合に、部内の人員配置等によって当該職員の業務を処理することが難しいときは、任期付採用及び臨時的任用制度の活用を図る。

カ 公共的施設における雇入れの促進等

母子及び寡婦福祉法の規定に基づき、母子家庭の母等の公共的施設における雇入れの促進等を図る。

(4) 庁内託児施設の設置

小学校就学の始期に達するまでの子どもを育てる職員が利用することができる庁内託児施設の設置について検討を行った上で、適切な対応を図る。

(5) 超過勤務の縮減

超過勤務は、本来、公務のための臨時又は緊急の必要がある場合に行われる勤務であるという認識を深め、一層の縮減に向けた取組を進めていく必要があり、次に掲げる措置を実施する。

ア 小学校就学の始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び超過勤務の制限の制度の周知

小学校就学の始期に達するまでの子どもを育てる職員に対して、職業生活と家庭生活の両立を支援するための深夜勤務及び超過勤務の制限の制度について周知す

の活用

職員から育児休業の請求があった場合に、部内の人員配置等によって当該職員の業務を処理することが難しいときは、任期付採用及び臨時的任用制度の活用を図る。また、職員から育児短時間勤務の請求があった場合に、当該職員の業務を処理するための措置として任期付短時間勤務職員の任用制度や、二人で一つの職を占める並立任用制度の活用を図る。

カ 公共的施設における雇入れの促進等

母子及び寡婦福祉法の規定に基づき、母子家庭の母等の公共的施設における雇入れの促進等を図る。

(4) 庁内託児施設の設置

小学校就学の始期に達するまでの子どもを育てる職員が利用することができる庁内託児施設の設置について検討を行った上で、適切な対応を図る。

(5) 超過勤務の縮減

超過勤務は、本来、公務のための臨時又は緊急の必要がある場合に行われる勤務であるという認識を深め、一層の縮減に向けた取組を進めていく必要があり、次に掲げる措置を実施する。国については、人事院の定める超過勤務の上限の目安時間を超えて勤務させないように努める。

ア 小学校就学の始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び超過勤務の制限の制度の周知

小学校就学の始期に達するまでの子どもを育てる職員に対して、職業生活と家庭生活の両立を支援するための深夜勤務及び超過勤務の制限の制度について周知す

る。

イ 一斉定時退庁日等の実施

国においては、既に「国家公務員の労働時間短縮対策について」（平成四年人事管理運営協議会決定）に基づき、全省庁一斉定時退庁日が実施されているところであるが、国又は地方公共団体を問わず、各機関の実情に応じて、独自に定時退庁日を設定する等の更なる取組を行う。

ウ 事務の簡素合理化の推進

事務の簡素合理化について、業務量そのものの見直し、OA化の計画的な推進による事務の効率化、外部委託による事務の簡素化、事務処理体制の見直しによる適正な人員の配置及び年間を通じた業務量の平準化による更なる取組を推進する。

エ 超過勤務の縮減のための意識啓発等

超過勤務の縮減のための取組の重要性について、管理職を始めとする職員全体で更に認識を深めるとともに、安易に超過勤務が行われることのないよう意識啓発等の取組を行う。

(6) 休暇の取得の促進

休暇の取得を促進するため、職員の休暇に対する意識の改革を図るとともに、職場における休暇の取得を容易にするため、次に掲げる措置を実施する。

ア 年次休暇の取得の促進

る。

イ 一斉定時退庁日等の実施

国においては、既に「国家公務員の労働時間短縮対策について」（平成四年人事管理運営協議会決定）に基づき、全省庁一斉定時退庁日が実施されているところであるが、国又は地方公共団体を問わず、各機関の実情に応じて、独自に定時退庁日を設定する等の更なる取組を行う。

ウ 事務の簡素合理化の推進

事務の簡素合理化について、業務量そのものの見直し、OA化の計画的な推進による事務の効率化、外部委託による事務の簡素化、事務処理体制の見直しによる適正な人員の配置及び年間を通じた業務量の平準化による更なる取組を推進する。

エ 超過勤務の縮減のための意識啓発等

超過勤務の縮減のための取組の重要性について、管理職を始めとする職員全体で更に認識を深めるとともに、安易に超過勤務が行われることのないよう意識啓発等の取組を行う。

オ 勤務時間管理の徹底等

職員の勤務状況の的確な把握、各機関の実情に応じた縮減目標の設定など、勤務時間管理の徹底を図る。

(6) 休暇の取得の促進

休暇の取得を促進するため、職員の休暇に対する意識の改革を図るとともに、職場における休暇の取得を容易にするため、次に掲げる措置を実施する。

ア 年次休暇の取得の促進

計画的な年次休暇の取得促進を図るため、おおむね四半期毎の年次休暇の計画表の作成及び職場の業務予定の職員への早期周知を図る等、年次休暇を取りやすい雰囲気の醸成や環境整備を行う。

また、人事担当部局においては、職員の年次休暇の取得状況を定期的に把握し、取得率が低い部署については、その管理職等からのヒアリングや指導を行う等の必要な取組を行う。

イ 連続休暇等の取得の促進

ゴールデンウィーク期間、夏季(七月～九月)等における連続休暇、職員やその家族の誕生日等記念日における年次休暇、学校行事への参加等のための年次休暇等の取得の促進を図る。

ウ 子どもの看護を行う等のための特別休暇の取得の促進

子どもの看護を行う等のための特別休暇について、職員に周知を図るとともに、当該特別休暇の取得を希望する職員が、円滑に取得できる環境を整備する。

(7) 転勤についての配慮

官署を異にする異動を命ずる場合において、それにより子どもの養育を行うことが困難となる職員がいるときは、その状況に配慮する。

(8) 宿舍の貸与における配慮

子育てをしている職員に対して、仕事と子育ての両立にも配慮した宿舍の貸与に努める。

(9) 職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の是正のための取組

計画的な年次休暇の取得促進を図るため、各職場の実情に応じ、四半期毎等の年次休暇の計画表の作成及び職場の業務予定の職員への早期周知を図る等、年次休暇を取りやすい雰囲気の醸成や環境整備を行う。

また、人事担当部局においては、職員の年次休暇の取得状況を定期的に把握し、取得率が低い部署については、その管理職等からのヒアリングや指導を行う等の必要な取組を行う。

イ 連続休暇等の取得の促進

ゴールデンウィーク期間、夏季(七月から九月まで)等における連続休暇、職員及びその家族の誕生日等の記念日や子どもの学校行事等、家族とのふれあいのための年次休暇等の取得の促進を図る。

ウ 子どもの看護のための特別休暇の取得の促進

子どもの看護のための特別休暇について、職員に周知を図るとともに、当該特別休暇の取得を希望する職員が、円滑に取得できる環境を整備する。

(7) 転勤についての配慮

官署を異にする異動を命ずる場合において、それにより子どもの養育を行うことが困難となる職員がいるときは、その状況に配慮する。

(8) 宿舍の貸与における配慮

子育てをしている職員に対して、仕事と子育ての両立にも配慮した宿舍の貸与に努める。

(9) 職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の是正のための取組

職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の働きやすい環境を阻害する職場における慣行その他の諸要因を解消するため、管理職を含めた職員全員を対象として、情報提供、研修等による意識啓発を行う。

2 その他の次世代育成支援対策に関する事項

(1) 子育てバリアフリー

外部からの来庁者の多い庁舎において、子どもを連れて人が安心して来庁できるよう、乳幼児と一緒に安心して利用できるトイレやベビーベッドの設置等を適切に行う。

(2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動

ア 子ども・子育てに関する活動の支援

地域において、子どもの健全育成、疾患・障害を持つ子どもの支援、子育て家庭の支援を行う NPO や地域団体等について、その活動への職員の積極的な参加を支援する。

イ 子どもの体験活動等の支援

子どもの多様な体験活動等の機会の充実を図るため、職場見学を実施すること、子どもが参加する地域の行事・活動に庁舎内施設やその敷地を提供すること、各種学習会等の講師、ボランティアリーダー等として職員の積極的な参加を支援すること等に取り組む。

ウ 子どもを交通事故から守る活動の実施や支援

子どもを交通事故から守るため、地域の交通安全活動への職員の積極的な参加を支援するとともに、公務に関し自動車の運転を行う者に対する交通安全教育等の交通安全に必要な措置を実施する。

職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の働きやすい環境を阻害する職場における慣行その他の諸要因を解消するため、管理職を含めた職員全員を対象として、情報提供、研修等による意識啓発を行う。

2 その他の次世代育成支援対策に関する事項

(1) 子育てバリアフリー

外部からの来庁者の多い庁舎において、子どもを連れて人が安心して来庁できるよう、乳幼児と一緒に安心して利用できるトイレやベビーベッドの設置等を適切に行う。

(2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動

ア 子ども・子育てに関する活動の支援

地域において、子どもの健全育成、疾患・障害を持つ子どもの支援、子育て家庭の支援を行う NPO や地域団体等について、その活動への職員の積極的な参加を支援する。

イ 子どもの体験活動等の支援

子どもの多様な体験活動等の機会の充実を図るため、職場見学を実施すること、子どもが参加する地域の行事・活動に庁舎内施設やその敷地を提供すること、各種学習会等の講師、ボランティアリーダー等として職員の積極的な参加を支援すること等に取り組む。

ウ 子どもを交通事故から守る活動の実施や支援

子どもを交通事故から守るため、地域の交通安全活動への職員の積極的な参加を支援するとともに、公務に関し自動車の運転を行う者に対する交通安全教育等の交通安全に必要な措置を実施する。

エ 安全で安心して子どもを育てられる環境の整備

子どもを安全な環境で安心して育てることができるよう、地域住民等の自主的な防犯活動や少年非行防止、立ち直り支援の活動等への職員の積極的な参加を支援する。

(3) 子どもとふれあう機会の充実

保護者でもある職員の子どもとふれあう機会を充実させ、心豊かな子どもをはぐくむため、子どもが保護者の働いているところを見ることができる「子ども参観日」を実施する。

また、各機関におけるレクリエーション活動の実施に当たっては、当該職員のみだけではなく、子どもを含めた家族全員が参加できるように配慮する。

(4) 学習機会の提供等による家庭の教育力の向上

保護者でもある職員は、子どもとの交流の時間が確保しにくい状況にあるとともに、家庭教育に関する学習機会への参加が難しい状況にあるため、各機関内において、家庭教育講座等を開設する等の取組により、家庭教育への理解と参画の促進を図る。

エ 安全で安心して子どもを育てられる環境の整備

子どもを安全な環境で安心して育てることができるよう、地域住民等の自主的な防犯活動や少年非行防止、立ち直り支援の活動等への職員の積極的な参加を支援する。

(3) 子どもとふれあう機会の充実

保護者でもある職員の子どもとふれあう機会を充実させ、心豊かな子どもをはぐくむため、子どもが保護者の働いているところを見ることができる「子ども参観日」を実施する。

また、各機関におけるレクリエーション活動の実施に当たっては、当該職員のみだけではなく、子どもを含めた家族全員が参加できるように配慮する。

(4) 学習機会の提供等による家庭の教育力の向上

保護者でもある職員は、子どもとの交流の時間が確保しにくい状況にあるとともに、家庭教育に関する学習機会への参加が難しい状況にあるため、各機関内において、家庭教育講座等を開設する等の取組により、家庭教育への理解と参画の促進を図る。

資料3 市町村行動計画を定めるに当たって参酌すべき
標準の留意事項について

市町村行動計画を定めるに当たって参酌すべき標準の留意事項について

※四角囲みは策定指針（案）の内容

1 参酌標準について

(1) 意義

法第7条第2項第3号においては、市町村行動計画において、保育サービス、放課後児童健全育成事業その他主務省令で定める次世代育成支援対策に係る達成しようとする目標、内容及び実施時期を定めるに当たって参酌すべき標準（以下「参酌標準」という。）を定めるものとされている。

参酌標準は、各市町村において、女性の就業率上昇に伴う保育サービス等の潜在需要を把握しつつ、中長期的に達成されるべきサービス整備水準を勘案した上で、後期計画の目標事業量を適切に見込むために提示するものである。

(2) 性質

ニーズ調査により把握した各事業の需要に基づき、次の2から10までに示す方法により、新待機児童ゼロ作戦（平成20年2月27日厚生労働省策定）の目標年次である平成29年度に達成されるべき目標事業量（以下「平成29年度目標事業量」という。）を定めることが必要である。

なお、後期計画期間（平成22年度から平成26年度までの期間をいう。以下同じ。）の目標事業量については、平成29年度目標事業量の達成を念頭に、現状のサービス基盤を踏まえつつ定めること。

また、2の平日昼間の保育サービス及び6の放課後児童健全育成事業に関しては、平成22年度（新待機児童ゼロ作戦の集中重点期間の最終年度）の目標事業量も定めることが必要である。

【留意事項】

- ① 平成29年度目標事業量は、次に示す2から10に基づき、ニーズ調査により把握した推計ニーズ量を目標事業量とすることが必要である。新待機児童ゼロ作戦においては、10年後の目標として、保育サービス（3歳未満児）の提供割合を現行の20%から38%に、放課後児童クラブ（小学1年から3年）の提供割合を現行の19%から60%にするため、取組を進めることとしている。平成29年度目標事業量については、できるだけ早期に達成されることが望ましい。
- ② 平成22年度における保育サービス（3歳未満児）の提供割合については26%、放課後児童クラブ（小学1年から3年）の提供割合については32%の目標が設定されていることに留意する必要がある。

2 平日昼間の保育サービス

平日昼間の保育サービスの平成29年度目標事業量については、3歳未満児と3歳以上児に区分の上、次の方法により定めることが必要である。

(1) 就労形態別家庭類型ごとの潜在サービス利用率の把握

ニーズ調査により把握した共働き家庭、フルタイムとパートタイム家庭、専業主婦家庭、ひとり親家庭等の就労形態別の家庭区分（以下「就労形態別家庭類型」という。）ごとに、現に保育サービスを利用している家庭及び利用を希望している家庭を勘案した潜在的な保育サービスの利用率（以下「潜在的サービス利用率」という。）を算出する。

(2) 就労形態別家庭類型ごとの潜在家庭数の把握

就労形態別家庭類型ごとに、ニーズ調査により把握した今後の就労希望を勘案した潜在的な家庭数（以下「潜在家庭数」という。）を算出する。

(3) 就労形態別家庭類型ごとの潜在家庭数に、就労形態別家庭類型ごとの潜在サービス利用率を乗じて得た数を合算した数により、平成29年度の目標事業量（定員数）を定める。

なお、後期計画期間の目標事業量については、平成29年度目標事業量を考慮し、現状のサービス基盤の状況も踏まえながら定めることが必要である。

【留意事項】

- ① 「平日昼間の保育サービス」としてニーズを捉える時間帯区分の例としては、午前7時～18時までを基本とするが、地域の保育所の運営状況に応じて設定しても構わない。
- ② 「就労形態別家庭類型ごとの潜在家庭数」について、就労希望を勘案した家庭数を把握するに際しては、ニーズ調査の母親の就労希望を問う設問において「すぐにも若しくは1年以内に希望がある」と回答した者を対象とすることが望ましい。
- ③ 「平日昼間の保育サービス」の利用希望を把握するに際しては、3歳未満児に係るものは以下のa及びbの2パターン、3歳以上児に係るものは以下のaからcの3パターンにより算出することが望ましい。
 - a 市町村が児童福祉法第24条第1項に規定する児童に該当すると認めるもの、いわゆる「保育に欠ける」子ども（前記2（2）の「就労形態別家庭類型ごとの潜在家庭数」として、ひとり親家庭・フルタイム共働き家庭・フルタイムとパートタイムの共働き家庭に該当する家庭の子ども）の「認可保育所」の利用希望
 - b aに加え、いわゆる「保育に欠ける」子どもの「家庭的保育事業」、「事業所内保育所」、「自治体の認証・認定保育施設」、「その他の保育施設」を加えた利用希望
 - c bに加え、すべての家庭の「幼稚園の預かり保育」を加えた利用希望
- ④ 平成29年度目標事業量の設定に際しては、3歳未満児に係るものは、a及びbの利用希望の水準を勘案し、認可保育所（特定保育事業を含む）と家庭的保育事業それぞれの目標事業量を設定することが望ましい。

3歳以上児に係るものは、さらに、cの利用希望の水準を勘案し、認可保育所、家庭的保育事業及び幼稚園の預かり保育を合わせた平成29年度目標事業量も設定することが望ましい。

- ⑤ 後期計画期間の目標事業量については、平成29年度目標事業量を考慮し、現状のサービス基盤の状況も踏まえながら定めることが必要であるとしており、すべての家庭における認定こども園（午後まで）の利用希望も踏まえ、都道府県と連携しつつ、認定こども園の整備の促進についても併せて検討されたい。

3 夜間帯の保育サービス

2の平日昼間の保育サービスと同様の手法により、ニーズ調査で把握した夜間帯の保育ニーズを勘案して、時間帯区分ごとに平成29年度目標事業量を定めることが必要である。

なお、後期計画期間の目標事業量については、平成29年度目標事業量を考慮し、延長保育事業、夜間保育事業及び夜間養護等事業で対応することを基本とし、現状のサービス基盤の状況も踏まえながら定めることが必要である。

【留意事項】

- ① 夜間の時間帯区分の例としては、一般的な延長保育の時間帯（18時～20時）、夜間保育の時間帯（20～22時）、深夜・早朝帯（22時～5時）が考えられる。
- ② 休日の夜間については、夜間帯の保育サービスに含めて目標事業量を定めることが必要である。

4 休日保育

2の平日昼間の保育サービスと同様の手法により、ニーズ調査で把握した休日の保育ニーズを勘案して平成29年度目標事業量を定めることが必要である。

なお、後期計画期間の目標事業量については、平成29年度目標事業量を念頭に、現状のサービス基盤の状況も踏まえながら定めることが必要である。

5 病児・病後児保育

平日昼間の保育サービスの平成29年度目標事業量（定員数）を病児・病後児保育の利用可能性がある者と捉えた上で、ニーズ調査により把握した病児・病後児の発生頻度、サービスの利用実績及びサービスの利用希望を勘案して、平成29年度の目標事業量を定めることが必要である。

なお、後期計画期間の目標事業量については、平成29年度目標事業量を念頭に、現状のサービス基盤の状況も踏まえながら定めることが必要である。

【留意事項】

- 「サービスの利用実績」については、病児・病後児保育サービスの利用のほか、代替的措置、例えば、病気を理由とするベビーシッターやファミリー・サポート・センターの利用等も含めて目標事業量を算出することが必要である。

6 放課後児童健全育成事業

保育サービスとの連続性を重視し、ニーズ調査により把握した次年度に就学予定の児童を有する家庭であって放課後児童クラブの利用を希望する家庭を勘案して、適切と見込まれる平成29年度目標事業量を定めることが必要である。

なお、後期計画期間の目標事業量については、平成29年度目標事業量を念頭に、現状のサービス基盤の状況も踏まえながら定めることが必要である。

【留意事項】

- ① 平成29年度目標事業量の算出に際しては、次年度に就学予定の未就学児を有する家庭の利用希望を基本としつつ、適宜、就学児を有する家庭の利用希望も参考とすること。
- ② 就学児を有する家庭の「利用希望」としては、就労家庭の放課後の預かり希望（放課後子ども教室も含む）を広く捉えることが必要である。

7 一時預かり事業

ニーズ調査により把握した一時的に未就学の子どもを第三者に預けた日数の実績に、今後の利用希望を加えたものを勘案して、適切と考えられる平成29年度目標事業量を定めることが必要である。

なお、後期計画期間の目標事業量については、平成29年度目標事業量を念頭に、現状のサービス基盤の状況も踏まえながら定めることが必要である。

【留意事項】

- ① 「一時的に未就学の子どもを第三者に預けた日数の実績」とは、一時的に子どもを預けたことが「ある」と回答した者における預けた平均日数とすることが適当である。この際、一時預かり事業のサービス利用日数に限らず、家族以外の者に一時的に預けた日数を広く含めることが必要である。
- ② 「子どもと家族を応援する日本『重点戦略』」（平成19年12月）における一時預かり事業の試算では、非就労家庭は月20時間（＝週に1回、半日程度）、就労家庭は月10時間（＝2週に1回、半日程度）を望ましい水準として設定していることに留意が必要である。

8 地域子育て支援拠点事業

乳幼児とその保護者が、居宅より容易に移動することが可能な圏域内に1箇所以上設置することを平成29年度目標事業量とすることが必要である。

なお、後期計画期間の目標事業量については、平成29年度目標事業量を念頭に、現状のサービス基盤の状況も踏まえながら定めることが必要である。

9 ファミリー・サポート・センター事業

市及び特別区にあつては、原則として1箇所以上の設置を平成29年度目標事業量とすることが必要である。

町村にあつては、住民の利用希望等を踏まえ実施の必要性を検討した上で平成29年度目標事業量を定めることが必要である。

なお、後期計画期間の目標事業量については、平成29年度目標事業量を念頭に定めることが必要である。

【留意事項】

- ファミリー・サポート・センターの設置及び事業運営にあつては、「病児・緊急対応強化モデル事業」や22年度までの時限措置である「病児・緊急預かり対応基盤整備事業（仮称）」の実施等を視野に入れて検討することが必要である。

10 短期入所生活援助事業

宿泊を伴う預かりを必要とした日数の実績に基づき、ファミリー・サポート・センター事業等の他サービスによる対応の可能性も勘案しながら、適切と考えられる事業量を平成29年度目標事業量とすることが必要である。

なお、後期計画期間の目標事業量については、平成29年度目標事業量を念頭に、現状のサービス基盤の状況も踏まえながら定めることが必要である。

資料4 「次世代育成支援対策交付金交付要綱」新旧
対照表（案）

「次世代育成支援対策交付金交付要綱」新旧対照表（案）

平成20年度	平成21年度
<p style="text-align: right;">厚生労働省発雇児第1128002号 平成20年11月28日</p> <p style="text-align: center;">各 市 町 村 長 特別 区 区 長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働事務次官</p> <p style="text-align: center;">次世代育成支援対策交付金の国庫補助について</p> <p>標記の交付金については、別紙「次世代育成支援対策交付金交付要綱」により行うこととされたので通知する。 なお、この通知は平成20年4月1日から適用する。</p>	<p style="text-align: right;">厚生労働省発雇児第1128002号 平成20年11月28日 第一次改正 厚生労働省発雇児第 ※ 号 平成21年 ※月 ※日</p> <p style="text-align: center;">各 市 町 村 長 特別 区 区 長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働事務次官</p> <p style="text-align: center;">次世代育成支援対策交付金の国庫補助について</p> <p>標記の交付金については、別紙「次世代育成支援対策交付金交付要綱」により行うこととされたので通知する。 なお、この通知は平成20年4月1日から適用する。</p>

平成20年度

(別紙)

次世代育成支援対策交付金交付要綱

(通則)

- 1 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）第11条第1項の規定に基づく次世代育成支援対策交付金（以下「交付金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この交付金は、次世代法第8条第1項の規定に基づき市町村（特別区を含む。以下同じ。）が策定する市町村行動計画（以下「行動計画」という。）に基づく措置のうち、次世代育成支援対策に資する事業に要する経費に充てるため交付することにより、行動計画に基づく次世代育成支援対策の着実な推進を図ることを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この交付金は、市町村が行動計画により毎年度策定する別紙様式第1（別表3）による事業計画（以下「事業計画」という。）に基づく次の事業であって、市町村が実施する事業又は市町村以外の民間が実施する当該事業に対し市町村が補助する事業を交付の対象とする。

(1) 特定事業

平成20年11月28日雇児発第1128003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」（以下、「評価基準通知」という。）に基づく次の事業
 ア 生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
 評価基準通知の1の(1)に基づき、市町村が行う事業

平成21年度

(別紙)

次世代育成支援対策交付金交付要綱

(通則)

- 1 (略)

(交付の目的)

- 2 (略)

(交付の対象)

- 3 この交付金は、市町村が行動計画により毎年度策定する別紙様式第1（別表3）による事業計画（以下「事業計画」という。）に基づく次の事業を交付の対象とする。

(1) (略)

ア 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
 評価基準通知の1の(1)に基づき、市町村が行う事業

<p>イ <u>育児支援家庭訪問事業</u> 評価基準通知の1の(2)に基づき、市町村が行う事業</p> <p>ウ <u>ファミリー・サポート・センター事業</u> 評価基準通知の1の(3)に基づき、市町村が行う事業又は民間が実施する事業に対して市町村が補助する事業</p> <p>エ <u>子育て短期支援事業</u> 評価基準通知の1の(4)に基づき、市町村が行う事業又は民間が実施する事業に対して市町村が補助する事業</p> <p>オ <u>延長保育促進事業</u> 評価基準通知の1の(5)に基づき、市町村が民間に委託して実施する事業又は民間が実施する事業に対して市町村が補助する事業</p> <p>(2) その他の事業 評価基準通知の2及び3の要件を備える事業であって、厚生労働大臣が認めた事業及び評価基準通知の4の要件を備える新待機児童ゼロ作戦に基づく保育等のニーズ調査事業(以下「保育等ニーズ調査」という。)</p> <p>(対象外事業及び費用) 4 この交付金は、次に掲げる事業及び費用については、交付の対象としないものとする。 (1) 個人に金銭給付を行い、又は保育料等個人の負担を直接的に軽減する事業 (2) 国が別途定める国庫負担金、補助金及び交付金の交付の対象となる事業 (3) 今までに一般財源化された事業 (4) 認可外保育施設の運営に係る経費の一部を負担し、又は補助している事業 (5) 平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612001号厚生労働事務次官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」の7に掲げる費用</p>	<p>イ <u>養育支援訪問事業</u> 評価基準通知の1の(2)に基づき、市町村が行う事業</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ <u>子育て短期支援事業</u> 評価基準通知の1の(4)に基づき、市町村が行う事業</p> <p>オ (略)</p> <p>(2) その他の事業 評価基準通知の2及び3の要件を備える事業であって、厚生労働大臣が認めた事業</p> <p>(対象外事業及び費用) 4 この交付金は、次に掲げる事業及び費用については、交付の対象としないものとする。 (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略)</p>
--	---

(6) 市及び福祉事務所を設置する町村において、平成20年度中に要保護児童対策地域協議会（虐待防止ネットワークを含む。）が設置されていない場合には、3（2）その他の事業のうち、評価基準通知の3の要件を備える事業に要するすべての経費

(交付額の算定方法)

5 この交付金の交付額の算定については、評価基準通知に定める評価基準（以下、「評価基準」という。）に基づく基準点数を基礎とし、次により算出する。ただし、算出された合計額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切捨てるものとする。

(1) 3の(1)及び(2)（保育等ニーズ調査を除く。）に掲げる事業について、評価基準により設定された基準点数の合計点等を基に厚生労働大臣が認めた額と、事業計画に掲げる事業の総事業費の合計額から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等営利を目的としない法人の場合は寄付金収入額を除く。）の合計額を控除した額に2分の1を乗じた額とを比較して、少ない方の額を選定し交付額とする。

(2) 3の(2)に掲げる事業（保育等ニーズ調査）について、下表1の区分ごとに定める基準額と、事業計画に掲げる事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(表1)

区分（調査票送付数）	基準額
6,601以上	2,800,000円
6,001以上6,600以下	2,600,000円
3,401以上6,000以下	2,400,000円
2,001以上3,400以下	1,400,000円
1,501以上2,000以下	900,000円
1,001以上1,500以下	700,000円
1,000以下	500,000円

(3) (1)により選定された額と(2)により選定された額との合計額を交付額とする。

(4) なお、前年度において交付金による事業実績がある市町村においては、

(6) 市及び福祉事務所を設置する町村において、平成21年度中に要保護児童対策地域協議会（虐待防止ネットワークを含む。）が設置されていない場合には、3（2）その他の事業のうち、評価基準通知の3の要件を備える事業に要するすべての経費

(交付額の算定方法)

5 (略)

(1) 3の(1)及び(2)に掲げる事業について、評価基準により設定された基準点数の合計点等を基に厚生労働大臣が認めた額と、事業計画に掲げる事業の総事業費の合計額から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等営利を目的としない法人の場合は寄付金収入額を除く。）の合計額を控除した額に2分の1を乗じた額とを比較して、少ない方の額を選定し交付額とする。

削除

削除

(2) なお、前年度において交付金による事業実績がある市町村においては、

(1)において、評価基準により設定された基準点数の合計点に、下表2に掲げる執行率（前年度基準点数の合計（実績）／前年度基準点数の合計（計画））に応じて定める減額率を乗じることとする。

(表2)

執行率	90%以上	90%未満
減額率	減額なし	0.9

(交付の条件)

6 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 市町村が事業を実施する場合（(2)に掲げる場合を除く。）

ア 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

イ 3の(1)及び(2)（保育等ニーズ調査を除く。）に掲げる事業と3の(2)に掲げる事業（保育等ニーズ調査）の間での経費の配分の変更はしてはならないものとする。

ウ 事業を中止し、又は廃止する場合は、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

エ 事業が、予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

オ 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで厚生労働大臣の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

カ 厚生労働大臣の承認を受けて前号に定める財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

キ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

ク この交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別

(1)において、評価基準により設定された基準点数の合計点に、下表に掲げる執行率（前年度基準点数の合計（実績）／前年度基準点数の合計（計画））に応じて定める減額率を乗じることとする。

(表)

執行率	90%以上	90%未満
減額率	減額なし	0.9

(交付の条件)

6 (略)

(1) (略)

ア (略)

削除

イ 事業を中止し、又は廃止する場合は、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

ウ 事業が、予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

エ 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで厚生労働大臣の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

オ 厚生労働大臣の承認を受けて前号に定める財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

カ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

キ この交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙